令和6~8年度における重点的に指導等を実施すべき項目(重点指導項目)

【牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊】

【牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊】		
重点的に指導等を実施すべき 飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する 地域や項目・地域の選定理由	時 期
※()内に飼養衛生管理基準における項目番号を示す	※地域の記載がない場合は県全域	
(3)飼養衛生管理マニュアルの作成・更新及	マニュアルを作成、衛生管理の	令和6年度
び従事者等への周知徹底	レベルアップに合わせて、都度	~令和8年度
	更新することで、畜主の飼養衛	
	生管理基準への理解を促し、県	
	下全域で飼養衛生管理の底上げ	
	を図るため。	
(10)埋却等の準備	特定家畜伝染病発生時の防疫措	令和6年度
	置において埋却地の確保は必須	~令和8年度
	である。県内は土地が限られる	
	ため関係機関と連携して、埋却	
	またはレンダリングの準備をす	
	る必要があるため。	
(16)(17)衛生管理区域への病原体の侵入防止	病原体侵入リスクを低減させる	令和6年度
※特に車両消毒、区域専用の衣服及び靴の設	ために最低限必要な事項であ	~令和8年度
置並びに使用	り、継続的に指導を実施する。	
(22)家畜を導入する際の健康観察等	育成牛の県外預託が盛んであ	令和6年度
	り、病原体の侵入リスクが高い	~令和8年度
	地域を継続的に指導する。	
(1)家畜の所有者の責務の徹底	指針において重点的に指導等を	令和6年度
(4)記録の作成及び保管	実施すべき項目とされており、	~令和8年度
(8)衛生管理区域の適切な設定	飼養衛生管理の基本となる項目	
(37)特定症状が確認された場合の早期通報	であるため。	
	-	

【豚、いのしし】

重点的に指導等を実施すべき 飼養衛生管理基準の事項 ※ () 内に飼養衛生管理基準における項目番号を示す	優先的に指導等を実施する 地域や項目・地域の選定理由 ※地域の記載がない場合は県全域	時 期
(8)衛生管理区域の適切な設定	時間経過とともに慣れが生じ、 意識や管理が疎かになることが あり、継続的に緊張感を維持す るための指導が必要である。	令和6年度~ 令和8年度
(10)埋却等の準備	指針において重点的に指導等を 実施すべき項目とされており、 飼養衛生管理の基本となる項目 であるため。	令和6年度~ 令和8年度

(15)衛生管理区域に立ち入る者の手指の消毒	病原体侵入リスクを低減させる	令和6年度~
等	ために最低限必要な事項であ	令和8年度
	り、継続的に指導を実施する。	
(16)衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並	病原体侵入リスクを低減させる	令和6年度~
びに使用	ための最低事項であり、使用に	令和8年度
	ついてはもとより、洗浄消毒の	
	徹底を図る必要があるため。	
(17)衛生管理区域内に立ち入る車両の消毒等	防疫の基本であり、農場関係者	令和6年度~
	に対しても、飼養衛生管理に対	令和8年度
	する意思を示す行為として必須	
	であるため、指導を継続する。	
(23)衛生管理区域への野生動物の侵入防止	野生いのししにおける豚熱感染	令和6年度~
(29)野生動物の侵入防止のためのネット等の	確認地域とその周辺地域	令和8年度
設置、点検及び修繕	豚熱ウイルスの感染リスクが高	
	い地域については、野生動物侵	
	入防止対策を継続的に実施する	
	ことが必須であるため。	
(25)(26)	野生いのししにおける豚熱感染	令和6年度~
畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手	確認地域とその周辺地域を重点	令和8年度
指の洗浄および消毒の徹底	的に指導	
	感染リスクが特に高い地域につ	
	いては畜舎内へのウイルス侵入	
	を防止するため、継続して状況	
	確認と指導を実施する。	
(32)衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	不要な資材等の処分や整理整頓	令和6年度~
	により、作業性や衛生管理の効	令和8年度
	果を向上させるため。	
(1)家畜の所有者の責務の徹底	指針において重点的に指導等を	令和6年度~
(3)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事	実施すべき項目とされており、	令和8年度
者等への周知徹底	飼養衛生管理の基本となる項目	
(4)記録の作成及び保管	であるため。	
(21)処理済みの飼料の利用		
(39)特定症状が確認された場合の早期通報		

【鶏及びその他の家きん】

病文いての他の家さん		
重点的に指導等を実施すべき	優先的に指導等を実施する	
飼養衛生管理基準の事項	地域や項目・地域の選定理由	時期
※()内に飼養衛生管理基準における項目番号を示す	※地域の記載がない場合は県全域	
(3)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事	マニュアルを作成することで、	令和6年度~
者等への周知徹底	飼養者等の飼養衛生管理基準へ	令和8年度
	の理解を促し、県下全域で早期	
	に飼養衛生管理の底上げを図る	
	ため。また、作成したマニュア	
	ルが農場の実態に即したものと	
	して活用されているかどうか確	
	認し、必要に応じて改正するた	
	め。	
(4)記録の作成及び保管	飼養衛生管理基準上必要な記録	令和6年度~
	を体系づけたものとし、飼養者	令和8年度
	等自身が飼養衛生管理を顧みる	
	ことを容易にするため。	
(8)埋却等の準備	指針において重点的に指導等を	令和6年度~
	実施すべき項目とされており、	令和8年度
	飼養衛生管理の基本となる項目	
	であるため。	
(14)衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並	病原体侵入リスクを低減させる	令和6年度~
びに使用	ための最低事項であるため、使	令和8年度
	用についてはもとより、洗浄消	
	毒の徹底を図る必要があるた	
	め。	
(21)家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使	病原体侵入リスクを低減させる	令和6年度~
用の徹底	ための最低事項であるため。	令和8年度
(24)野生動物の侵入防止のためのネット等	病原体侵入リスクを低減させる	令和6年度~
の設置、点検及び修繕	ため遵守すべき項目である。	令和8年度
(1)家きんの所有者の責務の徹底	指針において重点的に指導等を	令和6年度~
(7)衛生管理区域の適切な設定	実施すべき項目とされており、	令和8年度
(27)衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	飼養衛生管理の基本となる項目	
(34)特定症状が確認された場合の早期通報	であるため。	

【馬】

重点的に指導等を実施すべき 飼養衛生管理基準の事項 ※ () 内に飼養衛生管理基準における項目番号を示す	優先的に指導等を実施する 地域や項目・地域の選定理由 ※地域の記載がない場合は県全域	時 期
(1)家畜の所有者の責務の徹底 (3)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従 事者等への周知徹底	指針において重点的に指導等を 実施すべき項目とされており、 飼養衛生管理の基本となる項目	令和6 年度 ~令和8 年度
(4) 記録の作成及び保管 (6)衛生管理区域の適切な設定 (17)器具の定期的な清掃又は消毒等	であるため。	